

[別紙]

3

様式1

事業報告書

(自 令和 3年 7月 1日 至 令和 4年 6月 30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人一陽会
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県霧島市隼人町見次 1184 番地 1
- (3) 設立認可年月日 平成 11年 3月 1日
- (4) 設立登記年月日 平成 11年 3月 8日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	むらおか歯科	鹿児島県霧島市隼人町見次 1184 番地 1	0床

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和 3年 8月 15日 令和 3年度決算の決定
令和 4年 6月 3日 令和 5年度の事業計画及び収支予算の決定
- (7) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設
該当なし
- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
該当なし
- (9) その他
固定資産の購入状況
令和 4年 5月 コンプレッサー 1台

様式 2

法人名 医療法人一陽会
 所在地 鹿児島県霧島市隼人町見次1184番地1

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 4年 6月 30日現在)

1. 資 産 額 123,171 千円
 2. 負 債 額 51,301 千円
 3. 純 資 産 額 71,869 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	54,492
B 固 定 資 産	68,678
C 資 産 合 計 (A+B)	123,171
D 負 債 合 計	51,301
E 純 資 産 (C-D)	71,869

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人一陽会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県霧島市隼人町見次1184番地1

貸借対照表

(令和4年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	54,492	I 流動負債	10,022
II 固定資産	68,678	II 固定負債	41,279
1 有形固定資産	7,538	負債合計	51,301
2 無形固定資産	171	純資産の部	
3 その他の資産	60,968	科目	金額
		I 出資金	5,000
		II 積立金	66,869
		純資産合計	71,869
資産合計	123,171	負債・純資産合計	123,171

法人名 医療法人一陽会
所在地 鹿児島県霧島市隼人町見次1184番地1

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員			不動産の賃借	賃借料の支払い (注)1	6,000	地代家賃	6,000

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人一陽会
理事長 村岡 一陽 殿

私は、医療法人一陽会の令和 3 会計年度(令和3年 7月 1日から令和4年 6月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 8月 17日

医療法人一陽会

監事 押井 啓

